

第 14 回 高水協議会 要旨

日 時：平成 18 年（2006 年）10 月 22 日（日） 午後 1 時～午後 4 時
場 所：あがたの森公民館 本館 2 階 I T 教室（松本市）
出席者：19 名中 13 名

次 第

- 1 開 会
- 2 連絡事項
- 3 議 事
 - （1）会員からの提出資料について
 - （2）今後の検討事項について
 - （3）その他
- 4 閉 会

決定事項

- 1 第 13 回高水協議会要旨を長野県のホームページ等で公表する。
- 2 第 15 回高水協議会は、平成 18 年 11 月 12 日（日）に松本市あがたの森公民館で開催する。

配布資料

番号	資料番号	資 料 名
99	事務局資料	・ 今後の検討事項について
100	事務局資料	・ 高水協議会論点整理表(検討・研究未了項目)
101	事務局資料	・ 検討・研究未了資料について
102	内山会員資料	・ 高水協議会の中間報告に関する長野県の対応について
103	野原会員資料	・ 洪水流速及び洪水流量について
104	野原会員・ 花岡会員資料	・ 砥川の鷹の橋下流の河床面の粗度係数調査及び H.18・H.11 年度洪水の流量の推定
105	中沢会員資料	・ 河川砂防技術基準に関する疑問点
106	事務局資料	・ 建設省河川砂防技術基準(昭和 33 年)(関係箇所) ・ 建設省河川砂防技術基準(案) 同解説・計画編(平成 9 年)(関係箇所) ・ 国土交通省河川砂防技術基準 同解説・計画編(平成 17 年)(関係箇所)

資料は県庁内の長野県行政情報センター及び諏訪、上伊那、下伊那、松本、長野、北信の各地方事務所内の行政情報コーナーで閲覧できます。

議事要旨

会員からの提出資料について、説明と質疑を行った。

資料 102「高水協議会の中間報告に関する長野県の対応について」(3 内山会員資料)について

・この件は、新聞報道等である程度承知しているが、会の目的は基本高水流量の数字がいかにいいかげんかということを明らかにすることにあり、そこに時間を割きたい。(5 野原)

・この際、高水協議会としても科学的にまとめた中間報告を知事や長野市長に説明すべきだと思う。(16山岸)

・言葉のやりとりだけでは、延々と続くだけである。この問題は、科学的なデータを以って、定量的にみんなにわかるように示さないと解決しない。そのために私たちは測定もやるし数字も出している。今までの手元にあるデータをもとにして、この数字ではおかしいということを探し出すことに終始したい。(5野原)

・科学的データを詰めていかなければいけないが、いくら詰めても今のような知事の態度であれば意味がなくなってしまうのではないか。(16山岸)

・わかるような形で、知事にも示すし、一般県民にも示す。しかし、それを決めるのは知事でも総理大臣でもない。現行の基本高水流量は、常識をはずれており許されない数字である。(5野原)

・今までの議論の中で、観測体制や洪水時の流量観測の不備とか、浅川では治水基準点が測り得ないものであるとかを、知事に理解させなければいけない。(16山岸)

・それを行うのはいいが、この場で言い合いをしてもしようがない。現行の基本高水流量の数字がどうして科学的根拠がないのかを、みんなにわかるように一つ一つ検討していくことが高水協議会の目的である。(5野原)

・この内山会員のレポートは、(6)番までは現状報告である。中間報告を出したにもかかわらず、浅川に関して、治水安全度1/100、基本高水流量450m³/secで進めようとしていることになってきているという現状説明であり、とりあえず承っておけば良い。今後の進め方については、内山会員資料の(7)番以降にある。基本高水は高過ぎると私たちは思っており、基本高水の再検討と見直しは当面の急務であるというのが、内山会員の提案だと思う。基本に戻って考えると、田中知事から村井知事に変わり、長野県の河川行政は大きく変わったということである。たまたま一年間高水協議会で議論ができたのは、田中知事が基本高水の見直しをするということ、一種の公約としてきたからである。村井知事は公約としてはなく、ある日突然、浅川ダムの治水安全度1/100、基本高水450m³/secは変えないという長野県の河川行政に大きな変換をもたらす発言をし、またこれは浅川に限らなく、残りの8河川全部、基本高水は今まで計算した数値を変えずにやるということだから、それについては、ここでいくら議論しても始まらない。村井知事は基本高水を変えないことについての説明を県民にすべきだと思うが、この数カ月、長野県土木部の河川チームが大きく方針を変えたというのは、元々、田中知事が脱ダムだということで、無理やり見直そうとしていたのが元に戻ったというだけのことである。ここで私たちはどうするかということは、大きな問題で、今日が最後の会議になるのではないかと、私はそこまで思っている。この会議は、田中知事が脱ダムをするに基本高水が過大である、ということ立証しなさいということでスタートしている。私たちは少なくともまず雨量のデータや観測体制の不備、流出解析のパラメータがおかしいとかの疑問を出しながら、1/100の雨量確率は決して1/100の洪水確率ではないと、そこまで結論している。だからその後がフォローできれば一番幸せだが、私はフォローできないのではないかと思う。(1小松)

・フォローしようという努力をしなくてもいいということか。(座長 塩原)

・フォローができる体制があれば当然フォローするし、中間報告を出したのだから当然最終報告を出す。そのときにどこまで突っ込んでやるかということである。しかし今の状況からすると、基本高水は過大であることを立証データで説明できても、理論的に、例えば私が、流量確率によって浅川の基本高水のピーク流量の洪水確率はこのくらいだというレポートを出しているが、それが理解されないような状況であれば、私はもう何も言うことはない。

たまたま同じような時点でスタートした武庫川の流域委員会、ここでもとてつもない基

本高水にしている。工事实施基本計画の4,800tに近い4,651tという数字を出しているが、これはまことにおかしい。最後の委員長の意見は、武庫川流域委員会は基本高水問題に正解を出す任と機能を持ち合わせていないことを認識したと報告書に書いている。私たちは、長野県の9河川について基本高水の見直しについてする任はあったが機能、能力があるかどうかということは、まだ疑問だと思う。この後どのぐらい話をして、今の程度の理解であれば、能がないと言われてもしょうがない。今後どうするかということについては、私たちでとやかく言うような問題ではなく、県がどうするかの問題だと思う。(1小松)

・何も言わなくてもいいということか。(座長 塩原)

・やらなくていいとは言わない。続けてもらう努力はしてもらわないといけない。例えば座長が行って中間報告を村井知事に説明するなりはしてもらわないといけないと思う。ただそういう場ができなかったら、いくらどうしよう、こうしようと言っても話は進まないという状況にあるということである。(1小松)

・確かにこれまでの基本高水の決め方には疑問がある。水文資料もなく、洪水の実績流量から見て非常に過大であるということもデータの中にある。しかし、内山会員の報告とその議論は、政治的な問題である。ここでは技術的な問題、基本高水の決め方の中身の問題について話を進めた方がいい。内山会員の資料の件は、状況を聞いたということでもいいと思う。(11中沢)

・報告を受けるだけにとどめておくということか。(座長 塩原)

・後の段階で論議する場を設けた方が、今日の会議の進行にはいいのではないか。(11中沢)

・中間報告で出した結論は、今の9河川の基本高水は再検討し見直す必要があるということを行っている。それに対して土木部の見解は、一つや二つの洪水が出たからといってどうというものではなく、後いくつも積み重ねる必要があるという言い方で、再検討、見直しを否定している。浅川の場合だと1983年(昭和58年)とその前年に、下流域で大きな内水災害現象が起こった。千曲川の逆流により、住宅の浸水や田畑を含めて大きな被害が出た。ところがこの大雨から数えると今年で約20数年経つ。この20数年の間に大雨らしい大雨は、1995年7月、2004年10月、それよりは雨量は少ないが今年の7月と、めばしいものは3回ぐらいしかない。何十とか積み重ねて初めてできるという言い方をしていたら、現在立てている基本高水は、ダムができてから後になってからまずかったというようなことになりかねない。たまたまこの20年間に大雨が少なかったということかもしれないが、一つや二つ出たからというような言い方は、科学技術者らしくない弁解だと思う。その三つの洪水のときに、実際の実測流量が計画の1/3から1/6ぐらい。1995年7月のときは、実測ではなく洪水痕跡とか、聞きとりによって算定しているが、それも1/3ぐらいの流量しか出ていない。雨は降ったが三回とも2割や3割の違いではなく1/3から1/6という、とても小さな流量しか出てこなかった。それを土木部は今まで本気で検証してきて、浅川の基本高水を見直してきたのかといたら、やっていなく、そこに問題がある。それを更に今後10年、20年、30年引っ張るのか知らないが、とにかくダムだけ、あるいは穴あきダムにしる、そういうものをつくってから、後で何とかすればいいというような考えは、今までのダム優先行政の名残だと思う。こういう論理的でないやり方で高水協議会が振り回されてはいけないし、今そういう考え方が出てきていることに対して、協議会としては、申すべき意見は申して、もし疑問があるのなら、疑問を出してもらい話し合いをしていくのが、中間報告をまとめた私たちの責任だと思う。(3内山)

・確かにこの数年、大水は出ていない。124.5mm、おとし雨が降っても出ていないのは事実である。しかし、土木部河川チームリーダーがこう説明したということは、もっと技術的に深く理解してやらないといけない。私の理解によれば、今後検討されとしても、一つや二つの洪水を追加しただけで見直しは早急にできるものではないということ。それは、ピーク流量群の最大値で基本高水とするとしている県の考え方からすれば、450tを超す洪水が起きなかったら見直しはしない、基本高水は変えられないということを行っている。

そのように理解してやるべきである。もしくは、一つや二つの洪水を追加しただけでというのは、もう一つの見方として、年最大の流量で流量確率を計算して、そしてピーク流量、基本高水を決めるという方法もあるわけだが、その場合には一つや二つを追加してもどうということはない、少なくとも20年からのデータがある。そういうことを含めての話だと理解してやらないと、単にむちゃくちゃ言っているということではない。理解する方もどれだけ理解できるのか、話をする人が、この程度で説明しておけばいいと、難しく説明してもわかってもらえないというようなことを考えて説明しているかもしれない。したがって、その言っている本当のところはこれだけではわからないので、けしからんことを言っているという材料にしたら困ると思う。確かに県は考え方が変わったことは私も感じている。内山会員資料(6)番までは県がこれだけ変わったということを言っているだけの話で、後どうするかということは、ここで議論してもいいし、会員が出した資料が全部終わった後でもよいのではないか。今日の一番大きなテーマとして今後の方針というのがある。その話に入って欲しい。(1小松)

・内山会員資料関係の取り扱いはあとにする。(座長 塩原)

資料103「洪水流速及び洪水流量について」(野原会員資料)について

資料104「砥川の鷹の橋下流の河床面の粗度係数調査及びH.18・H.11年度洪水の流量の推定」(野原会員・花岡会員資料)について

・流速がおかしいということか。(座長 塩原)

・計算でごまかしているとわかっている。これを明らかにして、国からも県からも何と云われようが、国にもそういうことをきちっと出し、住民にも一般県民にも国民にもわかるような形でそれを訴えていく必要があると考える。(5野原)

・大変な論理だと思う。私もわからないが、結論は、砥川の7月19日4時の流量が140tになっているのが、野原会員の計算だと、およそ66tという数字だというわけだ。そうすると、基本高水の計算方式そのもの、それから雨量どころか流量もそんなデータだったら、確かにこれはもう何をやっているのだということになりかねない、爆弾的な意見の表明である。(1小松)

・したがって、流速観測の立会い検証を行うことを提案している。(5野原)

・今まで私たちには基本高水が過大であるというとらえ方で、今後どうするかという問題がある。それと同時に流量そのものが、かなり信用に値しないということになれば、これも検討しなければならない問題に当然なる。(1小松会員)

・野原会員資料の22分の10ページ。砥川で160tと県が言ったのが、野原会員の計算だと、47.3tだと言うが、47.3tということはないと思う。(座長 塩原)

・これは感覚的ではなくて、きちっとした、みんなにわかるような形で計算して出している。(5野原)

・今まで勉強した関係でいくと、平成11年の160tという値は、これはその流量計がみんな働かなかった。したがって160tを出したのは、当時の建設事務所が主として痕跡に基づいて想定した。これを一応当時の建設事務所職員がハイドログラフに書いたが、痕跡というのも難しい。また上流で越流が起きているから、これをどうするかとか、いろいろな諸条件があったが、160tぐらいが流れたのではないだろうかとされている。流量計ではなくて痕跡だと思うが、もう一度調べて欲しい。(9五味)

・ハイドログラフが出ているが。(5野原)

・それは想定して書いている。そしてそれらの想定は、東俣川とか、福沢川とか、支川の

合わせカーブとして考えているようだ。間違っているところもあるが、粗度については、ダム計画のころの医王渡橋が基準点になっているが、ここから河口までを三段階に分けて、実際に石や潤辺の性格を調べて、コンサルタントがレポートを出している。やらなくてもそんな値になるかなと思うような値のところへ収まっている。野原会員の資料では、粗度に関しては逆計算となっているが、これは実測です。そういうデータがあるので、ご覧になったらどうか。(9五味)

・参考にさせていただく。(5野原)

・野原会員の説明で、平均流速と表面流速の定義をクリアにしてもらった。河川砂防技術基準調査編によると、大雨の定義については、10年間の毎日の雨量を並べたものの内上位10に当たるものとするところとある。洪水のときに実測が行われたかどうかということの問題としているが、そもそも、どういう定義で洪水とするかや大雨とするかというところを、もう一度報告書に書いたらいかがか。(9五味)

・長野県土木部の計算値、野原会員資料22の10ページで $160\text{m}^3/\text{sec}$ と出しているが、事務局の方でこれはどういう形で出したのか、説明して欲しい。(18宮入)

・当時の諏訪建設事務所のダム課長が行って見た、目視である。(座長 塩原)

・目視でもどういう根拠で出されたのか、説明が欲しい。計算式があるはずなので調べて欲しい。(18宮入)

・計算式はない。私が聞いた範囲では、ダム課長が見に行ったら、堤防の天端よりも1mぐらい余裕があり、天端までいくと200tだから、これは160tだとダム課長が判断した。しかしそれは堆積を無視しており、そんなに出ていないのではないかと、私たちは思った。(座長 塩原)

・根拠は諏訪建設事務所に確認する。(事務局)

資料105「河川砂防技術基準に関する疑問点」(中沢会員資料)について

・中沢会員は、よく県内管理ダムの洪水比流量検討を引用するが、ダム地点の計画流量を計算したときの治水安全度というか降雨確率は、どのぐらいかわかるか。(1小松)

・大体1/100。(11中沢)

小松会員

ダムというのは大体1/200にすると聞いている。もし1/200なら比流量が大きいということとは当然だ。(1小松)

・現実に合っていないということである。(11中沢)

・中沢会員の説明にはあったがこの表にない計画ダムの比流量を教えて欲しい。後でコピーが欲しい。中沢会員資料関係は今後の論議に役立てることでよいか。(座長 塩原)

〔休憩〕

今後の検討事項について、事務局から説明し審議を行った。

資料99「今後の検討事項について」(事務局資料)

資料100「高水協議会論点整理表(検討・研究未了項目)」(事務局資料)

資料101「検討・研究未了資料について」(事務局資料)について

・この高水協議会自体が存続できるかどうかという、重大な危機に直面していると認識している。新年度（平成19年度）の予算ができるのが来年2月頃。11月1日からは今の経営戦略局が廃止されて土木部に事務局が移転する。そこで土木部の予算の中で事務局の予算がつくられるかどうかというのが、2月の時点でのポイントになる。高水協議会は、2月いっぱいぐらいには討論を終わって、3月には提言書をまとめられるように行いたいと思う。これはぎりぎりな線なので、論議が紛糾すれば、提案したスケジュールのほかにも臨時的会議を持たなければいけないということになるかもしれないが、急ピッチで結論にもっていきたいと考えているので、皆様方のご協力をお願いしたい。どうしても意見が一致しないところは、最後には別意見という形でまとめざるを得ないと思う。中間報告は、河川砂防技術基準を現行の枠として提示しても、こんなに大きな問題があるのではないかとこの観点で出している。しかし、河川砂防技術基準そのものに問題があるのではないかとこのところが、本来の問題意識になると思う。これからは、その河川砂防技術基準に対して、私たちはどういう評価をくださかということを中心に論議していくのがいいと思う。それ以外にこの資料99に、10何項目が書かれているが、これは河川砂防技術基準の評価の中に大部分が集約されていくと考える。そこで今後の進め方としては、河川砂防技術基準をどのように評価するかということに、論議の中心を持っていきたいと思うが、そういうことでよろしいか。（座長 塩原）

・この協議会で、河川砂防技術基準の内容をどうこうということはできない。あくまでも河川砂防技術基準に則ってやっていると言いながら、このような状態をつくり出している。その辺をきちっと明確にするのが私たちであり、河川砂防技術基準の内容についての評価だとかは、またそれを私たちが評価したからといって、全国的なことだから、そこが納得できるような評価であればいいが、とてもではないがここでやれるわけではない。河川砂防技術基準に則ってやっていると言いながらこのような変な値を出しているの、その辺をきちんとクリアにして、実は河川砂防技術基準に則ってやっていると言っているが、全くやっていないのではないかと、そういう問題提起の方に絞ってまとめた方がいいと思う。（5野原）

・河川砂防技術基準に問題があるから、そのような問題が起きる。河川砂防技術基準が、例えば野原会員の言うような流出率に問題があるとかであれば、河川砂防技術基準そのものが、いいかげんな数値を設定するような余地のある制度だということではないか。（座長 塩原）

・確かに化け物みたいな貯留関数の中身に問題がある。しかし、みんながそれを理解して進めばいいが、議論しだすとそこで留まってしまい、全く進まないというのが私の今までの感触である。河川砂防技術基準をきちっと読んで、それで話でもすればいいが、言葉一つにしても共通の認識もできていない。（5野原）

・河川砂防技術基準を読もうというのが私の提案である。（座長 塩原）

・そんなことまで突っ込んでいたら時間がない。（5野原）

・今の野原会員の意見には反対である。それは河川砂防技術基準と、その根っこにある河川法に問題があると思うからである。資料ナンバー99番の中の には河川砂防技術基準（案）の問題点とあり、その次の には河川法の河川基本方針と河川整備計画についての問題が書かれている。私は両方ともこの場で論議すべき問題だと考える。

国土交通省が、河川法とかを今までいろいろ変えてはきているが、私は、河川砂防技術基準が完璧で絶対のものだとかというような考え方には立っていない、いろいろ欠点も持っている。それが日本の全国の直轄ダム、補助ダム、あるいは発電ダムをつくってきた、これは事実だと思う。具体的に問題点を今言うことは差し控えるが、非常に矛盾もあり、稚拙な部分もある。これを、一地方の長野県の意見として、国に対して、特に国土交通省に対して、切れ味鋭く切り込むべきだと思う。そうでなければ、日本の治水対策とかダム政策というのは改善されていかない。

中間報告までは、現在ある河川砂防技術基準に基づいて、それに則っているかどうかと

いう論議をしてきたが、今後の課題の大きな問題点は、土木部が言っている、例えば安全度のとり方、一旦決めた基本高水は下げていったら、それは安全率、安全度を損なうものだというような、国が言うことをオウム返しに住民に説明してきた、こういうやり方が問題であって、もとのところの根っこの問題へ、私たちも及ばずながら、それだけの知識を持っているとはいわないが、わかる範囲で切り込んでいくべきだと考える。それが日本の治水を本気で考えていくことになると思う。(3内山)

・野原会員は、現在の基準に関していまさら話をするのではないということだが、今一番問題の基本高水の課題については、現在ハイドログラフを複数求めて、そのうちの一番高いピーク流量のハイドログラフのものを基本高水にするということにしているから、過大になっているというのが大方の理解である。そういう意味では、基本高水に関して正しい答えに至るために、河川砂防技術基準を読み直す意味はあると思う。

内山会員の、国土交通省に切り込むというのは、むちゃな話だと思う。その前に、とにかく長野県土木部に、少なくとも基本高水は過大であるということを理解させることができるかどうかということが、この高水協議会に課せられた最大の使命だと思う。

県の役人に納得させることができないで、何で国の役人を説得することができるのか。近い例でいくと、武庫川の流域委員会で前後49回会議が開かれた。初めのうちは、高水はやはりピーク流量の最大をとっているから問題だという雰囲気だったが、いつの間にか、最後は適当な降雨パターンをとって、しかもいいかげんな引き延ばしをして、工事実施基本計画の4,800tに近い4,651tという基本高水を決めている。それはどうも流れを見てみると、兵庫県の県土整備部に対してとても説得できない。さらに言ったら、国の役人を説得できないということがわかって、私は変ったと思っている。

だからまず国に切り込むというのはその次の段階で、まず長野県土木部に理解いただき、さらに県知事になるほどもっともだと、基本高水は高いと、しからばどのぐらいにしたらいいというような答えが得られれば、最高のパフォーマンスだと思う。(1小松)

・長野県土木部の土木技監は、例えば浅川ダムでは、ほぼ計画降水量の水が出たが、1/6しか出なかったというようなことを繰り返して、もっと大きな洪水が出ると言っている。しかしそれは、私たちが問題としている基本高水と超過洪水対策を混同している。河川砂防技術基準で繰り返し言っているように、計画の規模を超える洪水により甚大な被害が予想される河川については、必要に応じて超過洪水対策を計画するものとするというのは大事なことである。基本高水が既に非常に過大なのに、それを超えて超過洪水が出ると、そういう形で私たち住民は、ある意味では脅されていると言っては何だが、そういう意味で、超過洪水対策に対するソフト面を中心とした私たちの議論とは混同させないことが大事である。

森林整備と基本高水の関係について、河川砂防技術基準をよく読んでみると、環境ということをかなり重視している。流量を一定に流せということも重視している。それから河川の生物環境も重視しろと言っている。そうすると、ダムとは反対の状況になってくる。しかし、河川砂防技術基準の中で欠けているのは、森林をどう見るかということで、森林整備の問題である。依然として国土交通省は、森林整備の問題は折込済みだと言っているが、森林の質、この前清水会員の岡谷のところでもクルミが1本生き残っていたという話が非常に象徴的だったが、樹種、樹齡がどうなっているかという、今日段階の森林の問題をきちんと評価していない、計算していない、それを無視しているということだ。その点を私たちはもっと問題にしなくてはいけない。それは結局、森林の持つ保水力の問題、基本高水で言えば飽和雨量の問題である。したがって飽和雨量をどう考えるかを知りたい。例えば、浅川だけはなぜ50mmなのだと、ほかのところは120、130mmなんかいくらでもある。そういう問題に対して、森林と水プロジェクトを調査した責任者の加藤氏の話を知りたい。できれば吉野川流域ビジョン21委員会で、森林整備によって基本高水は25%も下げることができると言っている中根周歩氏の話が聞ければ一番いい。貯留関数法には非常に問題があり、吉野川流域ビジョン21委員会でやったのはタンク方式であり、タンク方式の方が実態に即していると思う。日本の一番の治水問題の弱点は縦割り方式過ぎる。土木部中心でやっているが、もっと環境部とか林務部とかで総合的に話し合わなければいけない。こういう会議でも土木部だけではなくて林務部の責任者も来て、絶えず議論に参加しなくてはならないと思う。そういう意味で、ぜひお呼びして研究したい。また、この高水協議会が

あまり知られていない。知事も、まだ知らないと言っているようだ。例えば中根周歩氏が来てくれるようなことがあったら、公開の高水協議会をやって、市民も呼んで勉強する機会が1回ぐらいあってもいいのではないか。(16山岸)

・加藤氏の話も聞きに行っていてわかっているが、私は時間が足りないから、もしどうしてもということであれば、そういうのはいつでも、またほかにも別の機会に恵まれるかと思うのでそちらで聞くとして。ここでは時間があればいいが、もうほとんど限られている時間だから、最重要のことに絞ってやった方がいいのではないか。(5野原)

・基本高水は河川法の16条の1項だと思うが、河川整備基本方針の中に入っている。ここには住民の意見を聞かなければいけないとか、公聴会とか、そんなことは一切入っていないで、今の基本高水というのは、お上が決めたものを住民はそれを受け入れればいいのかというように、上から下への仕組みになっている。16条の2の河川整備計画の方は、住民の意見を聞かなければならないという一項が、河川法の改正のときに初めて入った。だから各河川の流域協議会というものができて、河川整備計画をつくるに当たっては、住民の意見を聞くということになってきている。基本高水は住民の意見を聞く必要がないという仕組みが今の制度の中ででき上がっている。これはほかにもいろいろな問題があるが、基本高水の基本そのものの問題だと思う。これが良いのか悪いのか一言で言えないが、そういうことを論議しないで、押しつけられた基本高水だけを私たちは考えていけばいいというような姿勢ではいけないと思う。

基本高水の高水協議会としては、基本高水というものが法制度の上ではどう位置づけられているのか、どこに問題があるのか。国の方にも問題があるのではないかと、長野県にも問題があるのではないのかということ、本当の意味で調べ検証し提言していくことが私たちの仕事だろうと思う。(3内山)

・私たち会員は流域協議会の中から出てきたのだが、流域協議会として、私たちそこに住んでいる者として、その河川が治水安全度を保たれて欲しいという思いで出てきている。この高水協議会での議論を聞いてみると、治水安全度を上げることではなくて、むしろ治水安全度を下げるという中で議論がされている。そんな中で、河川砂防技術基準まで踏み込んでいくということは非常に問題があるかと思う。私たち流域に住んでいる者としては、治水安全度ができるだけ高いという方が望ましい方向であるわけで、今の高水協議会では、その治水安全度を下げる方向での議論が進んでいる中で、さらに河川砂防技術基準の中まで入るなんていうことは、とても会員としてはできかねる問題だと思う。(18宮入)

・中間答申の中では、現在決められた基本高水がおかしい、その原因がどこにあるかということ、これをみんなでまとめた。その論議の過程では、河川砂防技術基準に問題があるということ、これから論議をする必要があると思う。(11中沢)

・宮入会員の発言は、失礼ながらまだそういうとらえ方しかできていないのかなと残念である。基本高水は下げようとしているが、治水安全度を下げようとはしていない。具体的には浅川の場合、1/100の雨量確率で、100年に一度の洪水の起きるピーク流量がどのくらいかということを追及しようとしている。したがってもしもピーク流量、基本高水が450tから330tぐらいに下がったとしても、私の計算によれば治水安全度は1/200である。そこを誤解すると、高水協議会で議論している人たちは、そんな理解しかしていないのかと笑われると思う。治水安全度は1/100、1/200、治水安全度というのは洪水確率である。決定したピーク流量を基本高水にした場合、その基本高水が何年に一度起きるかという治水安全度は、1/100より下げることはない。そんな議論はしていない。それだけはよく理解して欲しい。(1小松)

・時間的なこともあり、資料106番「建設省河川砂防技術基準」(事務局資料)の説明を受けて、その後にとまとめた方がいい。(7常田)

河川砂防技術基準について座長より説明を行い、審議を行った。

資料106「河川砂防技術基準」(事務局資料)について

・資料106番について説明する。以前中沢会員から、前の河川砂防技術基準には、過去の最大洪水、既往最大洪水を尊重しろという言葉があるという話があったので、事務局が昭和33年の河川砂防技術基準を用意した。例えば216ページに、基本高水の決定に当たっては、最大の既往洪水を重視するものとするという文言がある。これが新しい河川砂防技術基準にはない、だから元に戻したらいいのではないかと私は考える。この点は、悪い方に改悪されており問題点の一つではないかと思う。(座長 塩原)

・既往最大を使うというのは、確かに一つの方法だった。それは河川工学的な検討が十分進んでいなかった時代の話で、既往最大というと、では起きるたびに変わるのかという議論もあるし、どうにもならないところは仕方がないということで、採用することがあるとしても、これは古い手法だと思う。更に言うと、浅川の場合、既往最大を採用するのだとしてもデータがない。既往最大がない。たかだかあるのは計算流量で最大という315tがある。(1小松)

・過去の水害を大切にするというのがなくなったのは、次々に新しい洪水が起きてきた戦後、そういう背景がある。ところが、20から30年前からは山の木を切らなくなったので、ある意味では生態系が復興している。それで戦後の最大洪水は、現在起きないような状態になっている。だから過去の最大洪水を尊重するというのは、また入れてもいいのではないか。(座長 塩原)

・資料105番「河川砂防技術基準に関する疑問点」(中沢会員資料)を見て欲しい。河川砂防技術基準に関する疑問点で、1ページの下のところの「2・河川の増水状況の実態。河川の洪水時流量の変化は、流域の土地利用の変化や、森林伐採の有無等様々な状況の変化の影響によります。出水量は個々の河川の特性和降雨の状況で決まるものであり、長期間の出水傾向はトータルとして、その川の出水の実態を表すものと考えます。当初の「基準」は、「最大の既往洪水を重視するものとする。」としており、これは原則的に「降雨量から流量を推定する」というより科学的手法と言えます。そう考えます。現在、中流域等で上流に土地利用の変動があり、過去の記録が適用できない場合もあることではあると思いますが、だからといってこれまでの大事な考え方を、始めから脇きよせてしまっていることに問題があったのではないのでしょうか。まして諮問9河川のように、水源に近い河川であり、森林だけではありませんけれども、森林の中に計画されたダムについては、下流域も含めて既往の洪水記録を重視すべきと考えます。そうして、例えば過去に氾濫の記録やその言い伝えが無い河川は、そのことが危険な川ではないことを証明していると理解すべきです。その上で、もし今後において大水害が発生したとすれば、それは超過洪水によるものと位置づけていいのではないのでしょうか。」というのが、私の考え方である。(11中沢)

・今日の論議の中で、最大のポイントはスケジュールの問題で、切羽詰った事態になっているので、このスケジュールは変えることはできないと思う。3月中には提言書をまとめたいと思う。

それから国に対してという意見があったが、この高水協議会の提言は県に対して行いたいと考える。その内容が国に対する意見を盛り込んでも当然いいが、提言書の提出先は県にしたいと思う。議論が最終的に一致しない場合は、多数決のような形をとらざるを得ない。できるだけ多数決はとらないようにしたいと思うが、最終的に意見が合わない場合は個人の意見として添付する。両論併記ということではなくて、少数意見があればということだろうか。(座長 塩原)

・私は資料41「河川砂防技術基準と長野県提示の基本高水の算出過程との整合性の検証」(野原会員資料)でまとめて出している。各会員がそういう問題があるのなら、ここで云々言うのではなく具体的にみんなにわかるようにまとめて発表して欲しい。そうすれば、それを見ながら悪いところは理解しやすい。それと今度、データをもとにしてまとめた方がいいと思う。そうなれば、膨大なデータで、ここでデータを見ながらのまとめはできないと

思うので、意見は各会員にまとめさせて、資料ナンバーも整理されているので、詳細は何々を見るという、そういう形にして、それを例えばアレンジを起草ワーキンググループするなりして、合理的にやった方がいいと思う。出された意見について、またみんなで検討し合って、データが不足なら追加するとかした方がいい。(5野原)

・新しい河川砂防技術基準に対する評価について、各会員の意見をA4、2枚ぐらいで、裏表ぐらいにまとめて、次回までに提出して欲しい。〔提出期限11月7日〕(座長 塩原)

・2月末までに報告書をまとめるということに集中すべきだと思う。効率よく時間を使って協議していくために、一回一回の協議会の中で何を議論するかを明確にして、それにきちっと合ったもの、資料も含めて、それ以外のものは提出をしないように、集中的に議論をしていくという方向、形にしないと、おそらくまとまらないと思う。

河川砂防技術基準について、次回までに提出というのはいいと思うが、まず事務局がまとめた11項目の中のどれをみんなで議論していき、どれを議論しなく会員の個人の意見とするかという辺もまず整理するところから入っていくということも必要と思う。ばらばらに議論していったら、おそらくこの回数ではとてもまとまらないのではないかと思うので、その辺の整理は座長と事務局の方で検討して欲しい。(12小林)

・河川砂防技術基準に対する評価について、どういうふうにか考えるかということ、いいか悪いか、それから内容はいいけれども適用が悪いという意見もある。そういう意見をA4、2枚ぐらいにまとめて次回出してもらいたい。そういうことで、当面論議が絞れると思うが。(座長 塩原)

・次回は6番の河川砂防技術基準について、みんなで話をしていくということか。6番以外にも議論するテーマがあるのなら、任せるので、テーマを挙げて3日とか2日でこれ全部話ができるようにして欲しい。次回のメインは、河川砂防技術基準についての評価でもいい。(12小林)

・次回は集中して河川砂防技術基準と関係するところの議論を行ってもらいたいと思う。山岸会員から、今後いろいろ研究したいという意見があったが、これからは新たな勉強でなく、既に会員の頭の中にあるものをまとめる方向に力を出して欲しい。

スケジュールは、最終報告書を2月を目途にまとめるということで確認する。基本的には資料99の裏面にあるように第20回ぐらいまででまとめて欲しい。次回第15回は、11月12日曜日、松本市あがたの森公民館で、午前から午後まで昼をはさんで開催したい。第16回まで、できれば次回には、先ほどの小林会員からの意見のように、議論する項目と会員資料とする項目の事務局案を出したい。各会員の資料として整理するものは、事務局も手伝いはするが、各会員が主体的に整理することをお願いしたい。洪水確率ワーキングは、あと一回から二回の開催の中でどんな形で整理するかは、また相談させていただく。(事務局)

・今後の進め方は、そのようにやりたいと思う。

最後に内山会員から出された高水協議会の中間報告の取り扱いについて提案したいと思う。時期を見て高水協議会から知事並びに土木部長に中間報告の内容を説明する、そういう機会を持つように申し入れるということをお願いしたい。(座長 塩原)

・事務局にどういう状況になっているのかを把握してもらう方が先ではないか。村井知事に届いているのか届いていないのか、どういうふうに伝わっているのかということを確認してもらい、それで直接、塩原座長が行った方がいいということだったら行ってもらうが。しかし今の状況だと、くどくど説明しなくても今年度中ぐらいは協議会が開催できるのであれば、無理に村井知事に中間報告を説明しなくとも、最終できっちり言えばいいという気もする。(1小松)

・事務局には高水協議会に協力してもらっており、高水協議会として、知事に我々のまとめた意見を理解してもらいたいという要望があれば、当然それでいくべきである。(16山岸)

その他

・私たちのスタートは、流域協議会のメンバーであるということ。それで手を挙げて採用されこの座席についた。この9河川の流域協議会の存続について、事務局で何か情報があったら教えて欲しい。(3内山)

・特に状況の変化はないので、今のままだと考えている。(事務局)

・岡本水文・河川研究所からマルチタンク法という文書と、武庫川流域委員会から提言書が送付されたので回覧する。マルチタンク法は部数に余裕があるので入用希望者には差し上げる。(座長 塩原)

〔閉会〕